定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年五月二十二日

大阪市住之江区南港東三丁目二番四〇号

水問急配株式会社

代表取締役　横田　隆三

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤七海司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月二十二日

千葉県山武郡芝山町高田二七九の三

ＭＳＮアメニティ・インク

日本における代表者　佐藤七海司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である袁勇が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月二十二日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号セルリアンタワー一五階

大唐電信国際技術香港有限公司

日本における代表者　袁　勇

限定承認公告

本籍北海道夕張市清水沢二丁目五六番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　友井　保司

右被相続人は平成二十九年二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十一日札幌家庭裁判所夕張出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

北海道夕張郡栗山町朝日四丁目二五番地三六

相続財産管理人　友井　康博

限定承認公告

本籍秋田県秋田市楢山愛宕下一番地、最後の住所秋田県秋田市楢山城南町一番五七号

被相続人　亡　川上　照美

右被相続人は平成二十九年三月六日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十二日秋田家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

秋田県秋田市浜田字家後一八四番地二―一〇三号

相続財産管理人　石黒　優子

限定承認公告

本籍長野県長野市松代町豊栄一六三〇番地二、最後の住所埼玉県春日部市内牧三一一九番地一県営春日部内牧団地一一六号

被相続人　亡　竹内　一英

右被相続人は平成二十九年一月三日死亡し、その相続人は平成二十九年五月九日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

埼玉県久喜市本町六―一五―五一

相続財産管理人　岡安裕美子

限定承認公告

本籍新潟県上越市頸城区下三分一　一三九番地一、最後の住所新潟県上越市頸城区下三分一　一三九番地一　被相続人　亡　管原　隆司

右被相続人は平成二十八年十月日時不詳死亡し、その相続人は平成二十九年五月十日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

埼玉県さいたま市桜区大字上大久保九〇四番地一〇（Ａ―三〇七）

限定承認者　管原　慶太

限定承認公告

本籍三重県桑名市筒尾二丁目九番地一、最後の住所三重県桑名市大字下深谷部四七四二番地八

被相続人　亡　伊藤　憲彦

右被相続人は平成二十九年三月五日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十二日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

三重県桑名市大字下深谷部四七四二番地八

相続財産管理人　伊藤　正世

任意清算公告

当社は、平成二十年十月三十一日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月二十二日

熊本市西区田崎一丁目二番一二号

合資会社丸屋クリーニング商会

代表社員　松田　民子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/a3jpg6.html

平成二十九年五月二十二日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階

ＡＳＪＰ　Ｇｉｎｚａ６特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額九十三億三千六百万円を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十日

掲載頁　五十九頁（号外第七十七号）

平成二十九年五月二十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内

特定目的会社品川シーサイド

取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十九年一月十二日付官報の号外第六号第六十一頁に掲載されています。

平成二十九年五月二十二日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｍｏｍｏ特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百七十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年四月二十一日付官報号外第八十八号の六十頁に掲載されています。

平成二十九年五月二十二日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ―ＳＥＶＥＮ・ＲＯＰＰＯＮＧＩ

Ｔｒｉ Ｓｅｖｅｎ Ｒｏｐｐｏｎｇｉ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二百七十七億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年六月二十三日までに当社に提出下さい。

平成二十九年五月二十二日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ―ＳＥＶＥＮ・ＲＯＰＰＯＮＧＩ

Ｔｒｉ Ｓｅｖｅｎ Ｒｏｐｐｏｎｇｉ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年三月三十一日（号外特第七号）目次欄中（原稿誤り）			三租税特別措置法租税特別措置法施行令規定	施行令の規定

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十二日付第一〇六号

九六ページ●同日付政府調達第九四号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）